

障がいのある人もない人も お互いを認め合い共に生きる社会へ

「障害者差別解消法」がスタートします

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、4月1日から施行されます。障がい者を理由にした差別をなくし、誰もがいきいきと暮らせる社会をつくっていくために、皆さんのご理解・ご協力をお願いいたします。

問：障害福祉課（第三庁舎1階） ☎963119164

障がいのある人への差別をなくすために

障がいのある人への差別をなくすための基本的な項目や、行政機関（国や地方公共団体など）・民間事業者（会社やお店など）の対応方法等について定めた「障害者差別解消法」が平成25年6月に制定され、今年4月1日から施行されます。

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人もすべての人が分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して制定されました。

対象は、障害者基本法に定められた障がいのある人すべてに及び、障害者手帳を持っていない人も含まれます。

障がいを理由とした差別とは？

具体的にどういことが差別になるのかを判断するための物差しを法律で定めることで、障がいを理由とする差別の解消を推進します。この法律により、障がいのある人に対する「不当

な差別的取扱い」の禁止と「合理的な配慮を行うこと」が求められます。

「不当な差別的取扱い」の禁止

正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり場所や時間帯を制限すること、障がいのない人に付けない条件を付けたりすることは、不当な差別的取扱いとなります。



・お店に入ろうとしたら車いすを理由に断られた



・障がいを理由にアパートを貸してもらえなかった

「合理的な配慮を行うこと」

障がいのある人から、困っていることを取り除いてほしいなど何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担に

なり過ぎない範囲で、問題を解決するための合理的な配慮が求められます。困難な状況を解決するために、相手の障がいに合ったやり方や工夫による対応を行わないことは、差別に当たります。

例



・障がいのある人に合った方法（筆談・読み上げなど）で対応する



・難しい漢字にふりがなをつける



・施設内の段差があるところでサポートする

障害者差別解消法 4月の施行に向けて

法律が施行されると、下表の通り、不当な差別的取扱いは、行政機関だけでなく民間事業者でも禁止されます。また、障が



いのある人への合理的な配慮については、行政機関には法的な義務が生じ、必ず行う必要があります。民間事業者には努力義務が生じ、可能な範囲で行う必要があります。なお、この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障がいを理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合には、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導勧告を行うことができることにしています。

	障がいを理由にした不当な差別的取扱い	障がいのある人への合理的な配慮
行政機関 (国・地方公共団体など)	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます	法的義務 合理的な配慮を行わなければなりません
民間事業者 (個人事業者、NPO等の非営利事業者も含みます)	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます	努力義務 合理的な配慮を行うよう努めなければなりません

3面へ続く

3月20日(祝)・27日(日)・4月3日(日) 市民課の窓口を開庁します



転入・転居等に関する届出が増える年度末と年度初め(3月27日(日)・4月3日(日))に、市民課窓口を臨時開庁します。また、毎月第3日曜日(3月は20日)に実施している市民課業務も通常通り行います。

届出は異動日から14日以内に行うこととなります。ぜひこの機会をご利用ください。

【日時】

3月20日(祝)・27日(日)・4月3日(日)、午前9時～午後4時(北部・南部出張所、パスポートセンターは開所しません)

【取り扱い業務】

▽住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本等の発行
*地区センターでも受け取ることが出来ます。ただし、

【休日窓口の注意点】

○住民異動届出とあわせ、国民健康保険の加入・喪失手続き

本人または同一世帯の方(戸籍謄抄本は同一戸籍内・直系尊属・直系卑属)の申請に限り
▽転入・転出・転居等の住民異動届出
▽印鑑登録の受付
▽戸籍届出の受付
▽国民年金の加入・喪失の手続き

続き、児童手当・子ども医療手続きも取り扱いますが、内容により市民課窓口では受け付けできない場合があります

○マイナンバーカード(個人番号カード)の交付については、1面をご覧ください
○公的個人認証サービスの手続きと住民票の広域交付はできません
○駐車場は南側駐車場をご利用ください
問：市民課(本庁舎1階) ☎963119126

3月議会が開かれています

3月定例会が2月24日から市役所議場で開かれています。日程は次のとおりです。

25日～26日 議案調査のため
27日～28日 休日のため休会
29日～3月1日 市政に対する代表質問

7日～9日 予算特別委員会開催
10日～11日 各常任委員会開催
12日～13日 休日のため休会
14日 各常任委員会開催
15日 議案調査のため休会
16日 各常任委員会開催
17日 質疑・討論・採決閉会

閉会中の継続審査案件の上程、第4次総合振興計画後期基本計画調査特別委員会の閉会、平成28年度施政方針および教育行政方針の説明、市長提出議案の説明

2日 市政に対する代表質問、市長提出議案の質疑、予算特別委員会の設置および委員の選任
3日～4日 予算特別委員会開催
5日～6日 休日のため休会

問：日程について…議会事務局(本庁舎4階) ☎963119261、議案について…文書法規課(本庁舎2階) ☎963119130